

平成26年度 第17回庁議要旨

日時：平成26年12月1日（月）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市災害復興住宅供給計画の一部改定について（復興事業部）

平成25年から実施している「石巻市防災集団移転地・復興公営住宅事前登録」の結果を踏まえ、供給計画を一部改定するもの。

(1) 主な内容

整備戸数4,000戸を4,500戸へ改定する。

- ・市街地部の整備個数を3,250戸から3,850戸に改定
- ・半島沿岸部の整備個数を750戸から650戸に改定

(2) 今後の予定

ア 平成26年12月4日 市議会全員協議会において説明

イ 地区別整備計画及び整備手法等については平成26年度内に策定

2 石巻市特定不妊治療費助成事業について（健康部）

国において「不妊に悩む方への特定治療支援事業」が平成16年度に創設され、宮城県においても同年度より「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による治療費助成が開始されたが、県が実施する特定治療支援による助成後も高額な治療費の負担が残るため、少子化対策として本市においても同様の対象者に対し独自の支援を行うことにより、更なる経済的、精神的な負担の軽減を図り、不妊治療を推進するもの。

(1) 主な内容

石巻市特定不妊治療費助成事業

助成回数及び上限	条件
1回につき10万円 1年度につき2回を限度	・県の特定治療支援事業の助成を受けた夫婦 ・県への申請日現在、石巻市内に住所を有すること

※平成27年度に限り「1年度3回を上限」とする

平成28年度の助成制度改正（助成対象年齢43歳未満）に伴い、平成27年度中に治療を実施する方の増加が見込まれるため。

(2) 今後の予定

ア 石巻市特定不妊治療費助成事業実施要綱制定

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

3 東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金免除措置の継続について（健康部）

東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金の免除措置については、昨年末に国が決定した被災3県に対する追加財政支援の一部を充て本年4月から再開しているが、被災者の多くが仮設住宅等で生活を余儀なくされており、被災者の生活再建を支える健康維持が重要であることから、本年11月17日に県市長会が公表した方針に沿って一部負担金免除を継続し、被災者の医療機会の確保と経済的負担の軽減を図る

もの。

(1) 主な内容

ア 免除対象者

(ア) 大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯

(イ) 主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯

※平成26年度と同様

イ 免除期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に当初予算提案

イ 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱の一部改正

ウ 施行予定年月日 平成27年4月1日

4 東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者負担額免除措置の継続について（健康部）

東日本大震災に伴う介護サービスの利用者負担額等の免除措置については、本年4月から県市長会の方針に沿って、国民健康保険と同様の対象者として再開しているが、被災した要介護者（要支援者）においては、いまだに震災の影響で経済的に困難な状況が続いている方が多くいることから、当該被保険者の経済的な負担軽減を図ることを目的として、介護保険サービス利用者負担額等の免除を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 介護保険サービス利用者負担額等免除対象者

(ア) 大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯

(イ) 主たる生計維持者が死亡又は行方不明の世帯であった者かつ住民税非課税世帯

※平成26年度と同様

イ 免除期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(2) 今後の予定

ア 東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額等の免除に関する要綱の一部改正

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

5 小規模保育事業施設整備助成について（福祉部）

平成27年4月よりスタートする子ども・子育て支援新制度で新たに創設される地域型保育事業の「小規模保育」について、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、待機児童が多い年齢層の3歳未満児を保育する受け皿を増やし、就労する保護者の支援や安心して子育てできる環境を整備するもの。

(1) 主な内容

ア 事業内容

賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び改修費等の補助を行う

イ 補助対象

「石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の基準を満たす小規模保育事業を設置する事業者

ウ 補助基準額

(ア) 小規模保育事業A型・B型

- a 賃借料補助（契約家賃） 1事業所あたり 41,000千円
- b 改修費等補助 1事業所あたり 22,000千円

(イ) 小規模保育事業C型

- a 賃借料補助（契約家賃） 家庭的保育者1人あたり 990千円
- b 改修費等補助 1事業所あたり 22,000千円

※補助率：国2/3、市1/12、事業者1/4の負担

エ 対象経費

(ア) 賃借料補助

既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く）にかかる費用

(イ) 改修費等補助

小規模保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 今後の予定

- ア 平成26年12月 石巻市小規模保育事業施設整備助成要綱制定
- イ 平成26年12月 平成26年市議会第4回定例会に補正予算を提案
予算議決後、事業者より補助金交付申請を受理し、宮城県へ
交付申請
- ウ 平成27年 1月 宮城県より石巻市へ交付決定を受けて、事業者に交付決定を
行う
- エ 平成27年1～3月 改修工事
- オ 平成27年 4月 小規模保育開始

[報告事項]

1 「石巻市人材育成基本方針（改訂版）」、「石巻市人材育成基本計画（前期）」及び「第3次石巻市中期職員研修計画」の策定について（総務部）

平成17年4月の合併時の人材育成基本方針策定から9年が経過し、石巻市を取り巻く環境が大きく変化し、また、特に東日本大震災以降、これまで以上に職員個々の問題解決能力や柔軟な発想、そして強い組織力とともにマネジメント能力の向上が求められてきている。

震災復興基本計画に掲げる再生期及び発展期の7年間においては、現基本方針で掲げる分権時代への対応だけにとどまらず、創造的な復興を担う人材育成も求められることから、石巻市として必要とする職員像等について見直しを行ったもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市人材育成基本方針（改訂版）

(ア) 目的

人材育成は継続して取り組むことにより効果を挙げることから、これまでの基本方針の考え方を引き継ぎ、大幅な見直しは行わず、必要な部分について見直しを行った。

- (イ) 計画期間
概ね平成32年度までを想定
 - (ウ) 内容
 - a 旧基本方針の「これからの地方行政に求められるもの」を「石巻市に求められるもの」とし、これまでの4項目に震災を経験した自治体としての要素として「危機管理を意識した行政運営」を追加
 - b 従来の「求められる職員像」4項目に「危機管理を有する職員」を追加
 - c 職階ごとの「求められる役割」を新たに追加
- イ 石巻市人材育成基本計画（前期）
- (ア) 目的・性格
基本方針に掲げた求められる職員像＝目指すべき職員像の実現に向け
 - ・意欲と能力を高める職員研修
 - ・能力を發揮できる職場風土
 - ・意欲と能力を引き出す人事管理の3つの人材育成施策の基本方向に基づく具体の取組事項を定め、その実施目的や実施項目、実施スケジュールを明らかにしたもの
 - (イ) 計画期間
 - a 前期計画期間 平成27年度から平成29年度
 - b 後期計画期間 平成30年度から平成32年度※平成29年度に平成27・28年度における進行状況・成果等を確認し、計画内容やスケジュール等の見直しを行い後期計画を策定予定
 - (ウ) 内容
前期計画期間は震災復興基本計画の再生期にあることを念頭に置き、31の取組事項中、真に優先的に実施すべき取組事項（21項目）を設定
- ウ 第3次石巻市中期職員研修計画
- (ア) 目的・性格
基本方針及び基本計画に基づき実施する研修についての具体の計画を示し、計画的かつ実行的な人材育成を推進するために作成したもの
 - (イ) 計画期間
基本計画の前期計画期間と同様（平成27年度から平成29年度）
 - (ウ) 内容
管理職のマネジメント能力向上、女性リーダー育成、メンタルヘルス研修の充実、OJTの推進、危機管理意識の向上を重点項目として研修を実施。また、地方公務員法の改正により平成28年度から実施が義務化された人事評価制度についても評価者及び被評価者研修を実施する。

2 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について（総務部）

「財団法人宮城県市町村振興協会」が「公益財団法人宮城県市町村振興協会」に名称変更したことに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約を改正するもの。

(1) 主な内容

「財団法人宮城県市町村振興協会」が「公益財団法人宮城県市町村振興協会」に名称変更したことに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約第12条第1項第2項に規定する「財団法人宮城県市町村振興協会」について規約の改正が必要となり、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、同センターを組織する地方公共団体との協議

を要するため、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議決を求めるもの。

【協議及び議決の必要性について】

協議 地方自治法第286条第2項において、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によるとされている。

議決 地方自治法第290条第1項において、第286条の協議については、関係地方公共団体の議会を経なければならないとされている。

(2) 今後の予定

議決後、議決書の写しを宮城県市町村自治振興センターへ送付

3 建設工事の競争入札参加資格登録における社会保険等加入の要件化について（総務部）

平成24年5月1日に建設業法施行規則が改正され、建設業に関わる関係者が一体となった社会保険加入を徹底する社会保険未加入対策を推進しており、国及び宮城県に準じ、本市においても、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と福利厚生費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するために、平成27年度・28年度からの建設工事の競争入札参加資格の登録申請受付時において、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険」に加入義務がある建設業者については、社会保険等に加入していることを登録申請者の要件とするもの。

(1) 主な内容

ア 「石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準」のうち、競争入札参加者の資格として、次のとおり追加する。

【追加項目】

(競争入札参加者の資格)

第2条 本市における工事の請負（直営工事の一部の請負を含む。）の競争入札に参加する者は、石巻市建設工事等執行規則（平成17年石巻市規則200号。以下「執行規則」という。）第4条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 第6条第1項の資格制限を受けている者
- (2) 競争入札に参加しようとする者の営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する営業所をいう。）が、同項の許可を受けてから営業開始後1年を経過していないものである者
- (3) 国税、都道府県税及び市税等を完納していない者
- (4) 市と紛争中又は争訟中の者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者

(略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条の規定は、平成27年度以後の年度の競争入札に参加する者について適用し、平成26年度までの競争入札に参加する者については、なお従前の例による。

イ 施行期日

平成26年11月11日

4 建設工事等に係る設計積算金額が記載された実施設計書等の情報管理の改正について（総務部）

公共工事に係る金額入り実施設計書、工事費内訳表、明細表（以下「金入り設計書」という。）は落札後においても公表していないが、歩掛、単価、数量など施行時期や条件等により金額等が変動することを考慮し、国及び宮城県に準じて本市においても建設工事並びに建設工事に係る調査、設計及び測量業務に係る入札の一層の透明性を確保するため、契約締結後に当該工事等の設計積算金額が記載された金入り設計書の情報提供を可能とするよう石巻市入札・契約情報管理マニュアルの一部改正するもの。

(1) 主な内容

ア 建設工事並びに建設工事に係る調査、設計及び測量業務に係る金入り設計書について、当該入札が不調又は中止となった場合を除き、契約締結後において情報提供を可能とするため、石巻市入札・契約情報管理マニュアル別紙の入札・契約関連情報の管理について定める情報管理ランク分けの一部を次のように改める。

【改正】

4 積算	
③設計積算金額	(契約締結前) Aランク (不調、中止等の場合を除く契約締結後) Bランク

【現行】

4 積算	
③設計積算金額	Aランク

※参考

[情報管理の考え方]

Aランク：建設工事等の発注に係る入札・契約関連情報で、公表していない情報又は当該建設工事等の入札執行等以前には秘密にしておかなければならない情報を例示したもの。

Bランク：所定の手続により、その情報提供が可能又は一部可能な情報を例示したもの。

Cランク：口頭などで即答が可能であるが、提供の場合、留意が必要であると想定した情報を例示したもの。

イ 施行期日

平成26年11月11日

5 石巻市庁舎における広告付庁舎等案内板の設置について（総務部）

来庁者の利便性向上を図るとともに民間事業者の広告を掲載することで、新たな財源確保と地域経済の活性化に寄与することを目的に、庁舎内に広告付庁舎等案内板を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 設置場所及び規模

	設置場所	寸法	使用用途
1	市庁舎1階 北出入口風除室	W3,000mm×H2,100mm×D150mm の範囲内	市域全図及び市庁舎 フロア案内図
2	市庁舎2階 北側エレベータ前	W3,200mm×H2,300mm×D900mm の範囲内	市域全図及び市庁舎 フロア案内図

イ 案内板設置期間

平成26年12月～平成31年3月31日まで

ウ 案内板内容

- (ア) 庁舎内フロア案内
- (イ) 市内全域地図（公共施設情報等）
- (ウ) 市役所周辺地図
- (エ) ナビタッチ（QRコード等の読み込みによる市のモバイルサイト検索）
- (オ) 広告情報（市内業者等の広告）
- (カ) パンフレットラック又は会議案内ボード

※情報更新について

地図情報の更新は年1回以上行い、庁舎内フロア案内は組織改編に際し、適時更新を行うものとする。ただし、会議開催案内については毎日更新する。

エ 広告募集及び収入確保

設置業者が市内の事業所等から広告主を募り、その広告収入をもって設置及び情報の更新等を行う。また、設置業者からは、広告提出料（6万円/年×消費税）及び光熱費実費（設置案内板のワット数により算出）徴収金が本市に支払われることとなる。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年12月 契約締結
- イ 平成26年12月中 施行（設置）

6 「平成26年度原子力防災訓練」の実施について（総務部）

本訓練は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]及び関係市町の地域防災計画に基づき、原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証・確認を行い、住民の防災意識の高揚を図るために実施するもの。

(1) 主な内容

- ア 実施日時 平成27年1月27日（火） 午前9時から午後2時まで
- イ 実施場所 市内全域（各市町別）
- ウ 主 催 宮城県、石巻市、女川町、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
- エ 事故想定 宮城県沖にて地震が発生し、定格熱出力運転中の女川原子力発電所3号機が自動停止するも、外部電源の喪失や機器故障等により全面緊急事態に至り、炉心損傷により放射性物質が放出されたとの想定で、各種応急対策を実施する。

オ 訓練項目

- (ア) 緊急時通信連絡訓練
- (イ) 緊急時モニタリング訓練
- (ウ) 災害対策本部等設営訓練
- (エ) 原子力災害合同対策協議会運営訓練
- (オ) 緊急時資機材準備訓練
- (カ) 広報訓練
- (キ) 避難所設営訓練
- (ク) 屋内退避（市内全域）及び避難訓練
- (ケ) 緊急時医療活動訓練

カ 防護対策地区の設定

- (ア) 避難対象地区 P A Z 区域（予防的防護措置を準備する区域）

※P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5キロメートルが目安となる。

(イ) 屋内退避地区 市内全域

キ 今年度訓練の特徴

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が女川原子力発電所から30kmと範囲が拡大されたことに伴い、広域避難（30km圏外への避難）及び市内全域で屋内退避を行う。

(ア) 避難所（スクリーニング含む）は登米市総合体育館

(イ) 避難手段は自家用車、バスによる陸路避難、大型船舶による海路避難、ヘリコプターによる空路避難

ク 石巻市の対応

(ア) 災害対策本部の設置・運営（原子力テレビ会議システムによる本部運営訓練）

(イ) 住民の避難訓練及び屋内退避訓練（避難手段は自家用車、バス、船舶、ヘリコプター）

(ウ) 広報訓練（防災行政無線、エリアメール、Eメッセージ、広報車両）

(エ) 緊急時モニタリング訓練（モニタリング要員）

(オ) オフサイトセンターへの職員派遣

(2) 今後の予定

ア P A Z 区域の住民及避難訓練参加の協力依頼

イ P A Z 区域外の住民等への防災訓練周知用チラシの配布

7 国民健康保険出産育児一時金の見直しについて（健康部）

健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療保障制度の見直しと併せて、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、石巻市国民健康保険の出産育児一時金についても見直しするもの。

(1) 主な内容

出産育児一時金の見直し

	改正後	現 行
出産育児一時金	404,000円	390,000円
出産育児一時金加算額	16,000円	30,000円
合計	420,000円	420,000円

※出産育児一時金加算額とは

産科医療補償制度（分娩に関して重度の脳性麻痺を発症した場合、保証金が支給される保険契約）に加入している場合、加算額として支給する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を提案

イ 施行予定年月日 平成27年1月1日

8 平成26年人事院勧告に基づく給与改定について（総務部）

本年8月7日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.27%）を埋めるため、世代間の給与配分から若年層に重点配分を置きながら俸給表の水準引上げとボーナスの引上げ（0.15月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するとし、月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げとともに俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しについての勧告が行われたが、本市職員についても国家公務員の給与に準拠することとし、必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

ア 一般職に係る改正（平成26年4月1日遡及適用分）

(ア) 給料表の改定

行政職給料表について平均0.3%の引上げを行うほか、他の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に所定の改定を行う。

(イ) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円の幅で引上げ。

(ウ) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の改定に伴い、医師への支給限度額を月額412,200円に引上げ。

イ 一般職に係る改正（平成26年12月1日遡及適用分）

(ア) 勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引上げし、勤務実績に応じた給与推進のため、0.15月を勤勉手当に配分。（期末勤勉手当年3.95月から4.10月へ）

併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ。（年2.1月から2.15月へ）

（単位：円）

区分	① 給料差額	② 賞与差額	③その他 手当差額	①+②+③ 差額支給額
部長級	6,250	83,893	3,430	93,573
次長級	8,865	79,513	4,063	92,441
課長級	4,967	73,930	4,239	83,136
課長補佐級	5,715	65,358	5,505	76,578
主査級	11,169	50,758	6,306	68,233
主任主事級	12,275	43,254	7,163	62,692
主事級	15,874	34,777	6,621	57,272
主任労務職	9,359	58,000	4,602	71,961
労務職	7,380	42,965	5,327	55,672

ウ 特別職に係る改正（平成26年12月1日遡及適用分）

(ア) 市長、副市長、教育長の期末手当も0.15月引上げし、年2.95月から3.1月へ引上げ。

(イ) 市議会議員も特別職と同様に引上げ。

（単位：円）

区分	賞与改正前	賞与改正後	差額支給額
市長	1,782,500	1,955,000	172,500
副市長	1,445,607	1,585,505	139,898
教育長	1,256,662	1,378,275	121,613
議長	971,462	1,065,475	94,013
副議長	857,382	940,355	82,973
議員	791,430	868,020	76,590

エ 一般職等に係る昇給を1号抑制（平成27年1月1日適用分）

オ 給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の見直しについては、市職員労働組合との協議継続中であることから平成27年市議会第1回定例会に提案予定。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正(案)を追加提案

イ 石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）議決後に関係規則等の一部改正

[その他]

1 平成26年度石巻市市民意識調査結果について（総務部）

平成26年度石巻市市民意識調査結果について、秘書広報課長から報告があった。

以上